

運 営 規 程

居宅介護・重度訪問介護・同行援護

ヘルパーステーション 結の詩

社会福祉法人 北叡会

江別市ゆめみ野東町1番地5

居宅介護、重度訪問介護、同行援護

ヘルパーステーション 結の詞 運営規程

第1章 事業の目的と運営方針 第2章

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 北叡会が開設するヘルパーステーション 結の詞（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者及び障害児に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準、その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

5 利用者の意思及び人格を尊厳し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ヘルパーステーション 結の詞

(2) 所在地 江別市ゆめみ野東町1番地1

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護等の提供に当たるものとする。

(2) サービス提供責任者 3名（常勤兼務3名）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

- (3) 従業者 17名（常勤8名、非常勤7名、常勤兼務2名）
従業者は、指定居宅介護等の提供に当たる。

第3章 利用定員・サービスの内容

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 365日
- (2) 営業時間 : 24時間

（通常の事業の実施地域）

第6条 通常の事業の実施地域は、江別市の区域とする。

（居宅介護等の内容及び主たる対象者）

第7条 居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護 ① 身体介護 ② 通院介助 ③ 家事援助
 - (2) 重度訪問介護 ① 身体介護 ② 通院介助 ③ 家事援助
 - (3) 同行援護 ① 身体介護
- 2 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- (1) 居宅介護 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病等対象者
 - (2) 重度訪問介護 加算対象者以外
 - (3) 同行援護 身体障がい者（視覚障がい者）

（利用者から受領する費用の額）

第8条 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

（衛生管理等）

第9条 事業所は利用者の使用する施設、設備等衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第4章 緊急時、非常時の対応

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は、居宅介護等の提供を行っているときに、利用者及に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業所は、居宅介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の所在する市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 事業所は、事業所の責任により利用者に生じた損害について、速やかにその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合に限り、事業所の損害賠償責任を減じる事がある。

第 5 章 従業員の資質向上と質の確保

(苦情等の対応)

第 13 条 事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者からの苦情又は要望若しくは相談に迅速かつ適切に対処するために苦情等を受け付ける窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果につて従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、非常及び災害対策といたしまして以下のとおりの設備及び訓練等を行います。

- (1) 防災設備 非常放送設備、スプリンクラー、消火器、消火栓、非常階段
- (2) 防災訓練 年 2 回程度を併設サービス付き高齢者向け住宅・身体障がい者

住宅 夢結路、小規模多機能型居宅介護事業所と合同訓練を実施

(個人情報保護)

第 14 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業員への周知徹底を図る。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、利用者及び障害児に対して適切な居宅介護等を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内実施

(2) 研修会 随時

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及び障害児または、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及び障害児またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及び障害児並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、居宅介護等に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日に改定する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 3 年 3 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日に改定する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日に改定する。